

新型コロナウイルス感染症への対応のため、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等における実習等の授業の弾力的な取扱いの具体的な取組事例や個々の学生等の状況に応じた学修機会の確保等についてお知らせします。

事務連絡  
令和4年4月14日

各

都道府県教育委員会  
指定都市教育委員会  
都道府県私立高等学校担当部局  
都道府県私立特別支援学校担当部局  
国公立大学  
都道府県衛生・医務主管部局  
都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局  
都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局  
地方厚生（支）局健康福祉部

御中

文部科学省初等中等教育局  
文部科学省高等教育局  
厚生労働省医政局  
厚生労働省健康局  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
厚生労働省社会・援護局  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所、養成施設の対応及び実習施設への周知事項について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学等に不利益が生じることがないように、学校養成所等の運営等については、別添1のとおり令和2年2月28日、令和2年6月1日及び令和3年5月14日付事務連絡（以下「前事務連絡等」という。）により、その取扱いを周知しており、これに基づきご対応いただいているものと承知しておりますが、本年1月以降の新型コロナウイルス感染症の罹患者の急拡大の状況に鑑みると、今後も急速な感染拡大により、実習施設の確保が困難になることが想定されることから、基本的には本年4月以降も前事務連絡等と同様の対応とします。

前事務連絡等では、新型コロナウイルス感染症の対応により実習中止、休講等が生じた場合、代わり得る学修の実施により必要な単位等を履修して卒業（修了）した者は、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められることを示しています。本事務連絡の内容を学生等にも周知の上、学生等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等であつ

ても、実習時期の変更や学内実習に代える等、教育を受ける機会を最大限確保していただくよう、国公私立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、学校養成所等に周知徹底をお願いいたします。

また、前事務連絡等に関連して、特に実習施設におけるワクチン接種やPCR検査等の取扱いについても別添2のとおり厚生労働省より令和3年6月10日付事務連絡により、その取扱いを周知しているところですが、学校養成所等の実習施設となり得る医療機関、訪問看護ステーション、介護施設、福祉施設及び保健所等（以下「医療機関等」という。）に対して、ワクチン接種やPCR検査等を実習の受入れの必須要件としないよう再度周知するとともに、関係者の理解と協力を得られるようご協力をお願いします。

本事務連絡は、国公私立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、内容について御了知の上、管内の学校養成所等及び医療機関等に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会におかれましては、管内の特別支援学校を所管する指定都市を除く、市町村教育委員会に対して、本事務連絡の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。

【担当】 文部科学省 03-5253-4111（代表）

厚生労働省 03-5253-1111（代表）

[専門高校]

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室  
（内線：2383（助成係））

[特別支援学校]

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
（内線：2003（指導係））

[大学・短期大学及び大学に付属する専修学校]

文部科学省高等教育局医学教育課  
（医師・歯科医師）（内線：3306（医学教育係））  
（薬剤師）（内線：3326（薬学教育係））  
（保健師・助産師・看護師）（内線：2906（看護教育係））  
（その他の職種）※（内線：3326（医療技術係））

※管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師、社会福祉士・介護福祉士、精神保健福祉士及び公認心理師については、下記の厚生労働省健康局、厚生労働省医薬・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部へ連絡すること。

[養成所・養成施設]

厚生労働省医政局  
（保健師・助産師・看護師・准看護師）（内線：2594（看護課））  
（救急救命士）（内線：2550（地域医療計画課））

(歯科衛生士・歯科技工士) (内線：4 1 4 1 (歯科保健課))

(その他の職種) (内線：2 5 6 8 (医事課))

厚生労働省健康局

(管理栄養士・栄養士・調理師) (内線：2 9 7 2 (健康課))

厚生労働省医薬・生活衛生局

(製菓衛生師) (内線：2 4 9 2 (生活衛生・食品安全企画課))

(理容師・美容師) (内線：2 4 3 7 (生活衛生課))

厚生労働省社会・援護局

(社会福祉士・介護福祉士) (内線：2 8 4 5 (福祉基盤課))

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

(精神保健福祉士) (内線：3 0 6 4 (精神・障害保健課))

(公認心理師) (内線：3 1 1 3 (精神・障害保健課))